

瑞穂市監査委員告示第 9 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、財政援助団体等監査（一般社団法人瑞穂市シルバー人材センター）の措置を次のとおり公表する。

平成25年11月26日

瑞穂市代表監査委員 井上 和



瑞穂市監査委員 若園 五



| 監査名等 | 監査対象 | 区分 | 結果又は意見の内容 | H2511.12現在 | | 回答担当課 |
|--|------------------------------|----|--|------------|---|----------------|
| | | | | 進捗状況 | 措置又は今後の取り組みの内容 | |
| 財政援助団体監査 H24.12.20 ～ H25.2.25 | 福祉生活課 一般社団法人瑞穂市シルバー人材センター | 意見 | ① 監事の選任について 現在の監事は、平成24年1月21日の臨時社員総会開催日が就任日、前任者は定款に定められた任期満了日である平成23年6月30日を退任日として、平成24年2月2日に登記されている。従って、登記上は約半年間監事は不在だったことになる。定款第28条第3項の規定からすれば、後任者が就任するまでは前任者がその職務を行わなければならないが、監事の職務が遂行された事績は認められなかった。 平成23年6月21日に平成23年度定時社員総会が開催されている。その議事録には、任期満了に伴う監事の選任が議案となっており、候補者が満場一致で選任されている。しかし、この総会は無効であるとされて、改めて平成23年12月20日に開催し直している。この総会に諮られた平成22年度の決算の監査報告は、監事欠席のため理事が代理で報告し承認を受けている。また、この総会に監事の選任議案はなく、この時に監事を選任すべきであったと考える。 | 措置済 | 今回の指摘について、シルバー人材センターと10数回にわたる協議と指導をした結果、H25.9.2付「財政援助団体等監査結果報告の内容調査及び対処について」で求めた回答が提出されました。 ここで監事の選任については、「定款に沿った適正な運営が行われていなかったことについては、重大に反省し、今後はコンプライアンスに徹した運営に努めます。尚、現在は定款を改正して、役員の任期を明確にしました。」と、謝罪の弁とともに回答がありました。 確認したところ、8月の社員総会において、監事の定数は「2名以内」、後任の選任については「役員の員数が欠けた場合には」と定款を改正して、この点については是正されました。 | 福祉生活課 企画財政課 |

| 監査名等 | 監査対象 | 区分 | 結果又は意見の内容 | H2511.12現在 | | 回答担当課 |
|--|------------------------------|----|--|------------|---|----------------|
| | | | | 進捗状況 | 措置又は今後の取り組みの内容 | |
| 財政援助団体監査 H24.12.20 ～ H25.2.25 | 福祉生活課 一般社団法人瑞穂市シルバー人材センター | 結果 | ② 役員の費用弁償等について 平成24年6月7日の第2回理事会で役員の費用弁償等に関する規程が承認され、同日施行となっている。適用は5月31日の理事会からとされており、11月末で656,800円が会議費支出の科目から支払われている。定款第30条で役員には規程により費用を弁償することができる旨と定められている。しかし、この費用は役員の報酬等の額として定款第14条の社員総会の決議事項であり、社員総会で決議した記録はなく、支払い及び支払科目は適正でないと判断する。 また、理事会は定款第36条で通常理事会と臨時理事会の2種類で、通常理事会は年2回開催と定められているが、区別はされていない。 | 措置済 | 今回の指摘について、シルバー人材センターと10数回にわたる協議と指導をした結果、H25.9.2付「財政援助団体等監査結果報告の内容調査及び対処について」で求めた回答が提出されました。 ここで役員の費用弁償については、「臨時社員総会で諮るべきでした。監査委員の指摘を受け、H25.5.20開催の理事会において、H25.3末までに自主的に返納した役員と未返納役員がいた為、費用弁償の返還を決議した。その後、H25.6.21の理事会で、再度未返納者はH25.6末日までに返納するよう決議した。 しかし、返納期限を設定したにも関わらず3名が返納に応じていないため、あらためて期限をH25.7末とし、返納するよう求めたものの、再々の要請にも関わらず2名が期限を超過した。その後、H25.8.6に臨時理事会を開催した。そこでH25.8.22開催予定の臨時社員総会に提出する議案として、定款の変更等の案件の他、未返納者2名に対する処分の総会提出案について審議し承認した。よって、H25.8.22臨時社員総会において審議した結果、賛成多数によって理事解任が承認された。一方、監事はH25.8.20返還したことで、原因が消滅したため、解任動議を取り下げた。」と、その経緯を含めて回答がありました。 確認したところ、社員総会の決議を経なかった費用弁償は、12名の内11名が返納しており、1名は現在も未返納です(H25.11.1現在)。 尚、回答のとおり、未返納理事はH25.8.22社員総会においてその職を解任されました。 また、理事会の区分についても確認したところ、通常と臨時の区別をなくし、開催要件を整理した定款に改められ、是正されました。 | 福祉生活課 企画財政課 |

| 監査名等 | 監査対象 | 区分 | 結果又は意見の内容 | H2511.12現在 | | 回答担当課 |
|--|------------------------------|----|---|------------|---|----------------|
| | | | | 進捗状況 | 措置又は今後の取り組みの内容 | |
| 財政援助団体監査 H24.12.20 ～ H25.2.25 | 福祉生活課 一般社団法人瑞穂市シルバー人材センター | 結果 | ③ 代表理事の行動費について 平成24年7月13日の第4回理事会で、筆頭理事より代表理事のシルバー人材センターに対する毎日の活動に対して、「行動費の名目で月5万円を4月に遡って支給してはどうか」との提案があり、全会一致で承認されている。11月末で350,000円が材料費等支出(セ)の科目から支払われている。行動費という名目であるが実質は代表理事の報酬であると判断する。定款第30条で代表理事には職務執行の対価として規程により報酬を支給することができる。しかし、これは役員の費用弁償等同様、社員総会の決議事項であり、社員総会で決議した記録はもちろん、規程もない。よって、支払い及び支払科目は適正でないと判断する。 | 措置済 | (元)代表理事の行動費についても、上記②と同様の回答がありました。 確認したところ、(元)代表理事の行動費は現在も返納されていません(H25.11.12現在)。 | 福祉生活課 企画財政課 |
| 財政援助団体監査 H24.12.20 ～ H25.2.25 | 福祉生活課 一般社団法人瑞穂市シルバー人材センター | 結果 | ④ 会員の特別手当について 材料費等支出(セ)の科目から会員への特別手当が月額5,000円で次のとおり支払われている。特別手当の規程等はなく、この支出及び支払科目も適正でないと判断する。 | 措置済 | 今回の指摘について、シルバー人材センターと10数回にわたる協議と指導をした結果、H25.9.2付「財政援助団体等監査結果報告の内容調査及び対処について」で求めた回答が提出されました。 ここで会員の特別手当については、「3月以降支給を停止した。」と回答がありました。 確認したところ、配分金標準単価の改定で、グループリーダーには、経験加算として50円/時間(4時間限度)の上乗せ支給に改められました。 | 福祉生活課 企画財政課 |

| 監査名等 | 監査対象 | 区分 | 結果又は意見の内容 | H2511.12現在 | | 回答担当課 |
|--|----------------------------------|----|---|------------|--|--------------------|
| | | | | 進捗状況 | 措置又は今後の取り組みの内容 | |
| 財政援助団体監査 H24.12.20 ～ H25.2.25 | 福祉生活課 一般社団法人瑞穂市シルバー人材センター | 結果 | ⑤ 委員会構成について 理事会の正常化を図るため、平成24年6月7日の第2回理事会において総務委員会、業務委員会、安全委員会を設置され、役員全員がいずれかの委員会に所属している。ただし、定款に委員会についての定めはなく、委員会の規程等もない。 代表理事は業務委員会、監事2名は総務委員会に所属している。定款第26条には、代表理事はシルバー人材センターを代表し、その業務を執行すると定められているので、委員会に所属するべきでないと判断する。 監事の職務については、定款第27条で理事の職務執行を監査することとされている。また、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第65条第2項で「監事は、一般社団法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない」と規定されている。監事がガバナンス上の重要な役割を適切に果たすためには、理事からの独立性を確保する必要があり、委員会に所属してはならないと判断する。 | 措置済 | 今回の指摘について、シルバー人材センターと10数回にわたる協議と指導をした結果、H25.9.2付「財政援助団体等監査結果報告の内容調査及び対処について」で求めた回答が提出されました。 ここで委員会構成については、「指摘後、代表理事及び監事を委員会構成から切り離した。」と回答がありました。 確認したところ、現在の委員会構成に、代表理事及び監事は加わっておりません。 | 福祉生活課 企画財政課 |

| 監査名等 | 監査対象 | 区分 | 結果又は意見の内容 | H2511.12現在 | | 回答担当課 |
|--|------------------------------|----|---|------------|---|----------------|
| | | | | 進捗状況 | 措置又は今後の取り組みの内容 | |
| 財政援助団体監査 H24.12.20 ～ H25.2.25 | 福祉生活課 一般社団法人瑞穂市シルバー人材センター | 結果 | ⑥ 受託事業収入について 受託事業収入は、配分金収入、材料費等収入、事務費収入から成っており、会員からの事業報告(作業実績)に基づく請求によるものである。現在の配分金は平成24年7月13日の第4回理事会で決定されたもので、配分金の20%が材料費、10%が事務費とされている。 材料費と事務費、即ち配分金の30%の金額は、シルバー人材センターの運営資金となるもので、民間・個人の場合において実際に要した材料費がある場合は別途実費請求されることになっている。 市との契約業務の場合、請求金額は契約金額を月割り等で按分した額となるため、事業報告による請求内訳と請求金額が異なる事態を生じるわけであるが、事業完了に伴う実績の請求なので、前受金として処理するのは適正ではないと判断する。 また、昨年度以前から受注していた民間・個人に対する請求は従来どおりの請求をしているようであり、統一性がなく矛盾している。 | 措置済 | 今回の指摘について、シルバー人材センターと10数回にわたる協議と指導をした結果、H25.9.2付「財政援助団体等監査結果報告の内容調査及び対処について」で求めた回答が提出されました。 ここで受託事業収入については、「従来は、市との契約業務については契約完了後も前受金処理していたが、今後においては、完了後請求、入金については前受金処理を行わない。(中略)会計基準に沿った適正な処理をする。」との回答がありました。 確認したところ、経理は部門別に管理する公益会計基準に改められており、現在そのような経理処理は見受けられませんでした。 | 福祉生活課 企画財政課 |

| 監査名等 | 監査対象 | 区分 | 結果又は意見の内容 | H2511.12現在 | | 回答担当 課 |
|--|------------------------------|----|--|---------------|--|-----------|
| | | | | 進捗状況 | 措置又は今後の取り組みの内容 | |
| 財政援助団体監査 H24.12.20 ～ H25.2.25 | 福祉生活課 一般社団法人瑞穂市シルバー人材センター | 意見 | ⑦ 適正な運営について これまで事務局職員が頻繁に入れ替わっていて、事務所に保管すべき書類等にも不備が見受けられる。副市長の言葉を借りれば、「人格の異なる団体」だから関与するのを控えるのではなく、会員の生きがいの充実のためにも、公益上必要と認められるためにも、そして何より役員の献身的な努力が徒とならないためにも適正な運営をできるよう育成するべきである。 | 改善 進行 中 | 事務局体制は、前任の事務局長、事務職員の退職等により、非常に混乱しましたが、市の指導により、今後の公益社団法人化を見据え、公益会計基準に精通した「元ふれあい公社常務理事」を新・事務局長に迎え、経理に精通した事務職員を新たに採用したことにより、体制の立て直しが図られ、安定する状況に至っています。 今後は、市が積極的に関与できるよう、理事会運営規定が設けられました。(10/3理事会にて承認) | 企画財政課 |

| 監査名等 | 監査対象 | 区分 | 結果又は意見の内容 | H2511.12現在 | | 回答担当課 |
|--|----------------------------------|----|--|------------|---|--------------------|
| | | | | 進捗状況 | 措置又は今後の取り組みの内容 | |
| 財政援助団体監査 H24.12.20 ～ H25.2.25 | 福祉生活課 一般社団法人瑞穂市シルバー人材センター | 結果 | ⑧ 平成24年度補助金の返還について シルバー人材センターは適正な運営をしているとは判断できない。仮に、市長部局が適正な運営をしていると判断されたとしても、平成24年11月末現在の財務状況からすれば、補助金がなくても運営している状態にあると判断するので返還してもらうべきである。 月末ごとの収支、とりわけ前受金と材料費等収入及び支出を注視されるとともに、前月末との差額を比較して増減の大きい科目については内容を確認すべきである。 補助額は予算の範囲内で市長が定める額とされており、現在600万円を上限に交付されているが、今回のような疑義が持たれないためにも他の自治体の要綱等を参考にして、補助対象及び金額をできる限り明確にする等、明瞭性をもつ要綱を作成すべきである。 | 措置済 | 監査結果の指摘を踏まえ、シルバー人材センターの経理の検証を3月～4月にかけて行ったが、総勘定元帳はあるものの、振替等の整理・区分が全く為されないまま、配分金のみ支払われており、またチェック機能の事務局体制も極めて不備であり、市としてもこれ以上立ち入ることが極めて困難な状況でした。 又、シルバーが委託している税理士にも指導頂いたが、前受金・材料費等の収支を明確にすることができない状態であったので、今後のあり方も含めてシルバー人材センターの立て直しを指導した結果、シルバー人材センターは、余剰金が発生した事実を踏まえ、自主的に補助金も含めて700万円を返還することと理事会で決定されました。このため市は諸収入「シルバー人材センター返還金」で歳入することとしました。 補助金については、補助対象を人件費に限定した交付要綱を作成し、議会にも報告し、補助基準を明確にしました。 | 福祉生活課 企画財政課 |

| 監査名等 | 監査対象 | 区分 | 結果又は意見の内容 | H2511.12現在 | | 回答担当課 |
|--|----------------------------------|----|--|------------|---|---------------------------------|
| | | | | 進捗状況 | 措置又は今後の取り組みの内容 | |
| 財政援助団体監査 H24.12.20 ～ H25.2.25 | 福祉生活課 一般社団法人瑞穂市シルバー人材センター | 意見 | ⑨ シルバー人材センターとの契約について 市は適正に見積もり民間業者と比較して安価なので問題はないとしているが、常識的に考えれば運営資金は利益と捉えることができるので、これだけの金額となると、逆に業務の履行状況を疑わざるを得ない。 現状では、契約を締結するよりその都度委託したほうが、先に述べた個人・民間の場合と同じ請求方法になるので安価になる。契約するほうが高くつくようでは契約する意味がない。民間よりも安価だと主張されるのであれば50万円以上の事業は競争入札を行なうべきであるし、シルバー人材センターと契約を希望するのであれば、受託事業収入の仕組みを十分理解して積算すべきである。 | 改善進行中 | 市としては、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」があり、高齢者の能力活用、生きがいづくりを担保する場としてシルバー人材センターは行政にとって必要な存在です。今後は公益社団法人を目指すことが示されましたので、指導した結果、今後の受託事業については「配分金+事務費10%、材料費実費弁償分」の契約とし、剰余金等の内部留保を持たないため、清算分は変更契約で対応してゆくこととします。 尚、競争入札については、請負業者選考委員会で検討した結果、諸経費・労務管理費・一般管理費等の積算が一般企業の積算方式であり、シルバーの仕様とは馴染まない為、競争入札に適さないと結論付けられました。 他市町の例を見ても、競争原理から除外し、随意契約となっています。 | 福祉生活課 管財情報課 企画財政課 |

| 監査名等 | 監査対象 | 区分 | 結果又は意見の内容 | H2511.12現在 | | 回答担当課 |
|--|----------------------------------|----|--|------------|--|--------------------|
| | | | | 進捗状況 | 措置又は今後の取り組みの内容 | |
| 財政援助団体監査 H24.12.20 ～ H25.2.25 | 福祉生活課 一般社団法人瑞穂市シルバー人材センター | 意見 | ⑩ 地方自治法第221条第2項の調査は、瑞穂市補助金交付規則第15条に規定されており、これまで補助金については当然されているものと理解し、担当課の報告を信用して判断していたが、適正な執行を確認するため、各担当課で確認できるよう職員の資質向上を図るとともに、補助金に対する調査体制を大至急整備していただきたい。 | 改善進行中 | 補助金・負担金についてはH23包括外部監査の対象項目でもあり、その結果・意見について改善を図っているところです。 今回の指摘について、市全体としての取り組みを検討しております。 尚、シルバーについては、補助金要綱で4半期毎の収支報告を求めることとして、適正な執行を確認してまいります。 | 福祉生活課 企画財政課 |